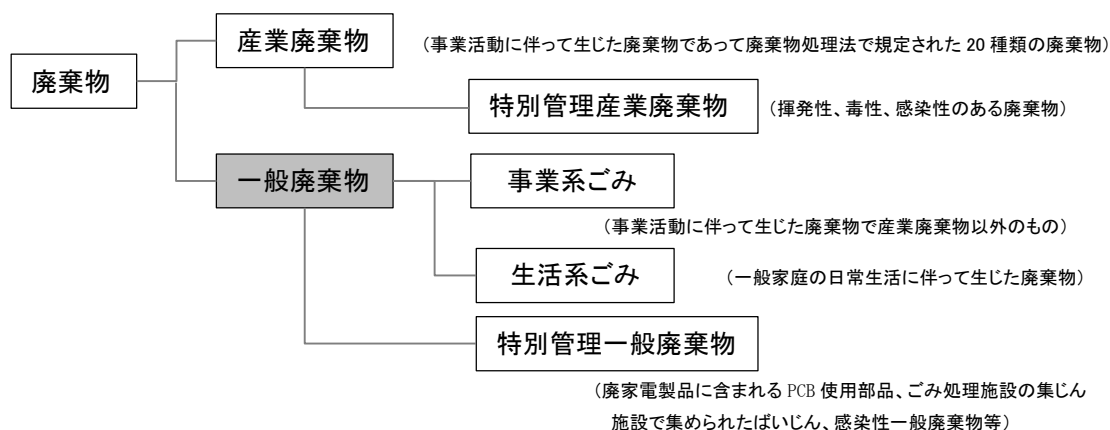


一般廃棄物処理基本計画について

1. 一般廃棄物処理基本計画とは

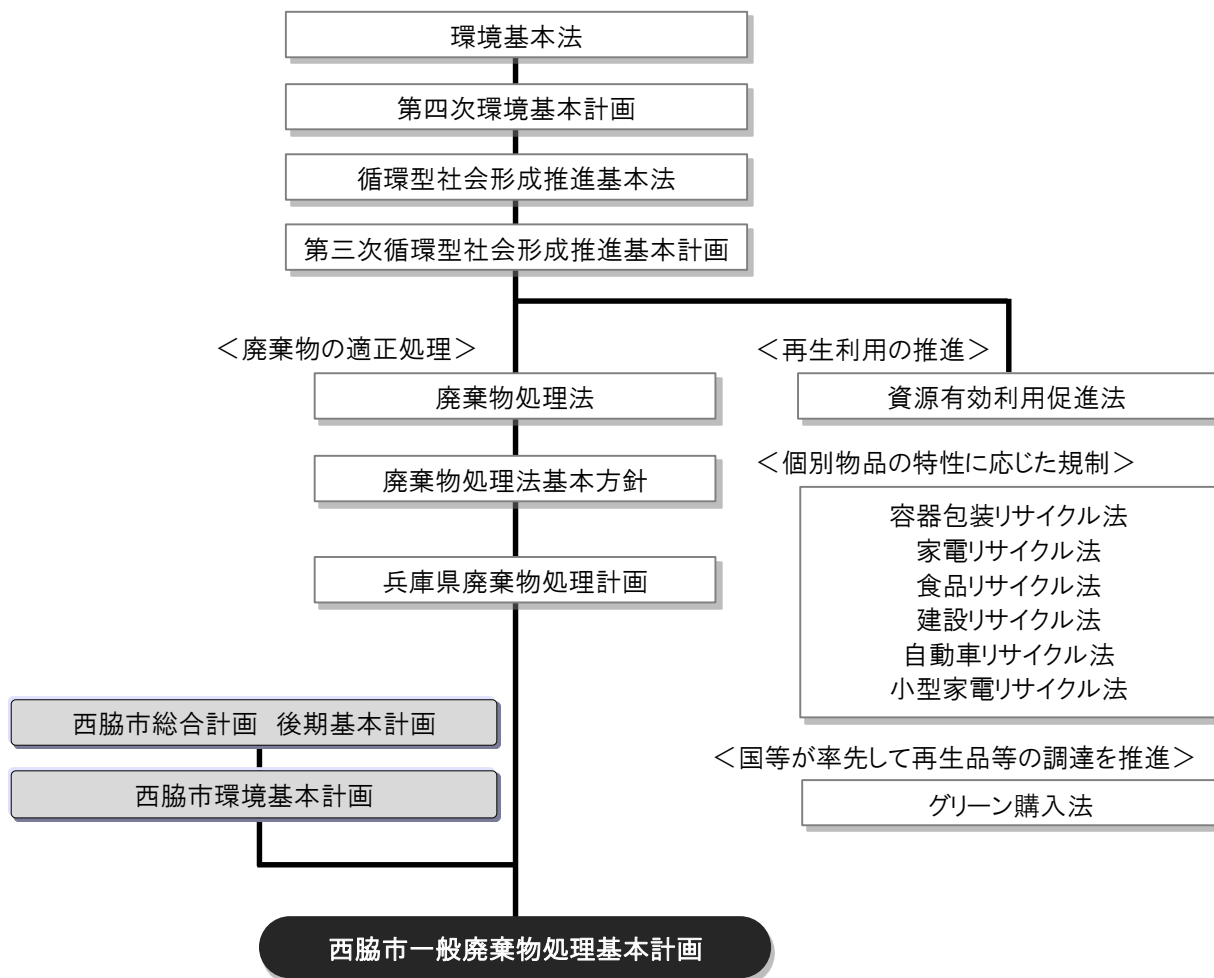
廃棄物には、大きく分けて「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があります。「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理及び清掃に関する法律で定める 20 種類をいい、それ以外の廃棄物が「一般廃棄物」とされています。一般廃棄物には、家庭から生じた廃棄物である「生活系ごみ」と事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」があります。



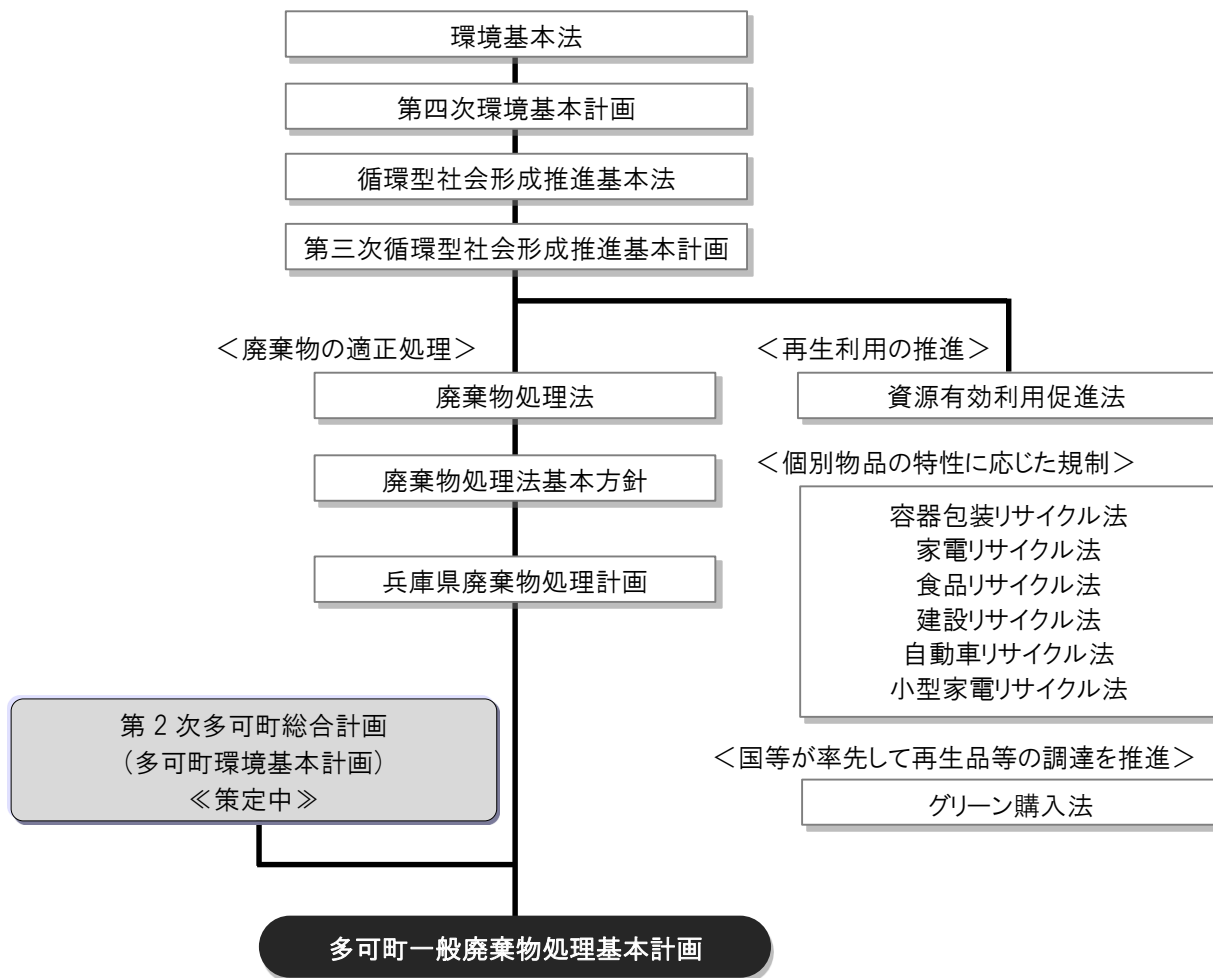
一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号。)に基づいて、市町村における一般廃棄物の減量化や資源化、適正な処理に関する目標や施策等の基本的事項を定め、取り組みを推進するための計画です。

2. 一般廃棄物処理基本計画と関係する法律および上位計画について

一般廃棄物処理基本計画の策定にあたっては、廃棄物の適正処理やリサイクルについて定めた国や県の計画等を踏まえる必要があります。また、各市町の上位計画である総合計画や環境基本計画等との整合性を図ることも必要です。



上位計画及び関連計画と一般廃棄物処理計画の関係（西脇市）



上位計画及び関連計画と一般廃棄物処理計画の関係（多可町）